

平成 21 年 9 月

土壤汚染対策法の改正について

調査研究委員会
土壤汚染対策ワーキング・グループ

I. 経緯

土壤汚染対策法の改正は、平成 21 年 4 月 17 日に成立し、同 23 日に公布されました。

施行に関しては、本法関係は平成 22 年 4 月 1 日までに、政令を定めることになっています。現在までに、確認できた事項は下記のとおりです。

II. 概要

1. 改正の趣旨

土壤汚染対策法に基づかない土壤汚染の発見の増加、掘削除去の偏重、土壤汚染の不適切な処理による汚染の拡散等の問題点を解決するために、下記の法改正を行っています。

2. 法律案の概要（内容は環境省ホームページに基づく。条文等は下記 URL 参照）

(1) 土壤の汚染の状況の把握のための制度の拡充

- A. 一定規模以上の土地であって土壤汚染のおそれのある土地の形質変更時における都道府県知事による土壤汚染の調査命令
- B. 自主調査において土壤汚染が判明した場合、土地の所有者等の申請に基づき、(2)の区域として指定し、適切に管理
- C. 都道府県知事による土壤汚染に関する情報の収集、整理、保存及び提供に関する努力義務

(2) 規制対象区域の分類等による講ずべき措置の内容の明確化等

区域の分類化と必要な対策の明確化

- A. 土地の形質変更時に届出が必要な区域（形質変更届出区域）
 - B. 盛土、封じ込め等の対策が必要な区域（措置実施区域）
（都道府県知事が必要な対策を指示。対策後は、解除又は(1)の区域に指定）
- (3) 搬出土壌の適正処理の確保
- A. (2)の区域内の土壌の搬出の規制
（事前届出、計画の変更命令、措置命令）
 - B. 搬出土壌に関する管理票の交付及び保存の義務
 - C. 搬出土壌の処理業についての許可制度の新設
- (4) その他
- A. 指定調査機関の信頼性の向上（指定の更新等）
 - B. その他規定の整備

Ⅲ. 補足説明

旧土壌汚染対策法の指定区域から、上記Ⅱ.2.(2)のとおり、形質変更届出区域と、措置実施区域に区分し、前者は土地の形質変更時に届出が必要とし、後者は都道府県知事が必要な対策（盛土、封じ込め等）を指示する地域としました。

また、搬出土壌の適正処理の確保のために、搬出土壌の処理業についての許可制度を新設しました。

なお、上記Ⅱ.2.(1)「土壌の汚染の状況の把握のための制度の拡充」A.における一定規模は3,000㎡になる予定とのことです。

土壌汚染処理機会（土壌汚染状況調査→土壌汚染処理）を増やすため、従来の有害物質使用特定施設廃止の場合や旧土壌汚染対策法第4条に基づく調査のほか、自主調査において土壌汚染が判明した場合においても、形質変更届出区域または措置実施区域として指定し、適切に管理するものとしています。

Ⅳ. 政省令の予定

中央環境審議会から環境大臣に対する改正土壌汚染対策法の政省令事項に係る

答申については、土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令案等が平成 21 年 8 月 28 日（金）に、土壤汚染対策法施行令及び宅地建物取引業法施行令の一部を改正する政令案が平成 21 年 9 月 16 日（水）に意見の募集を終了しました。それらの内容を踏まえて、今後、政省令が決定されていく予定です。

（参照 URL）

<http://www.env.go.jp/water/dojo/law/kaisei2009.html>

<http://www.env.go.jp/water/dojo/law.html>